

副食費の徴収免除の根拠

2号認定

階層区分	定義	第1子	第2子	第3子
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯をいう。	所得要件により免除	所得要件により免除	所得要件により免除
2	1階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。)市町村民税非課税世帯	所得要件により免除	所得要件により免除	所得要件により免除
3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	所得要件により免除	所得要件により免除	所得要件により免除
4	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	所得要件により免除	所得要件により免除	所得要件により免除
	市町村民税所得割課税額 57,700円以上 65,000円未満	非該当	非該当	第3子以降により免除
5	1階層及び2階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯 市町村民税所得割課税額 65,000円以上 97,000円未満	非該当	非該当	第3子以降により免除
6	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 120,000円未満	非該当	非該当	第3子以降により免除
7	市町村民税所得割課税額 120,000円以上 169,000円未満	非該当	非該当	第3子以降により免除
8	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 270,000円未満	非該当	非該当	第3子以降により免除
9	市町村民税所得割課税額 270,000円以上 301,000円未満	非該当	非該当	第3子以降により免除
10	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	非該当	非該当	第3子以降により免除

【2号要保護世帯等】

階層区分	定義	第1子	第2子	第3子
2	1階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。)市町村民税非課税世帯	所得要件により免除	所得要件により免除	所得要件により免除
3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	所得要件により免除	所得要件により免除	所得要件により免除
4	1階層及び2階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯 市町村民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	所得要件により免除	所得要件により免除	所得要件により免除
	市町村民税所得割課税額 57,700円以上 65,000円未満	所得要件により免除	所得要件により免除	所得要件により免除
5	市町村民税所得割課税額 65,000円以上 77,101円未満	所得要件により免除	所得要件により免除	所得要件により免除

1号認定

階層区分	定義	第1子	第2子	第3子
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯をいう。	所得要件により免除	所得要件により免除	所得要件により免除
2	1階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。)市町村民税非課税世帯	所得要件により免除	所得要件により免除	所得要件により免除
3	1階層を除き、当該年度分市町村民税所得割非課税世帯	所得要件により免除	所得要件により免除	所得要件により免除
4	77,100円以下	所得要件により免除	所得要件により免除	所得要件により免除
5	1階層から3階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割課税額の区分が右欄の区分に該当する世帯 77,101円以上	非該当	非該当	第3子以降により免除
	211,200円以下	非該当	非該当	第3子以降により免除
6	211,201円以上	非該当	非該当	第3子以降により免除

第3子以降の子どもの算定基準(保育料の多子軽減と同じ扱い)

	市町村民税所得割課税額	算定基準
1号認定	77,101円未満	年齢にかかわらず被監護者の数
	77,011円以上	小学校第3学年修了前(同一世帯)
2認定3号	57,700円未満 (要保護世帯77,101円未満)	年齢にかかわらず被監護者の数
	57,700円以上	小学校就学前(同一世帯)